

No.	条例・規則	条	項	号	意見の内容	意見に対する市の考え方（当日の回答内容）	素案への反映状況
1	条例	3			相談窓口もしっかりと掲げて、相談しやすい環境づくりにも並行して取り組んでいくべきだと思う。		修正なし 地域づくり課を相談窓口として対応する。
2	条例	3 4 5			市民の理解を進めたいということであれば、条例の中に「市の責務」や「市民の責務」といったものを入れ、市としてこれを推進していくという強いメッセージを出してもいいのではないか。	他市自治体の事例も踏まえた上で検討したが、条例により制度を導入している全国の自治体と当市で状況が異なっているのが、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行後であるということ。法令の基本理念に規定されている理解増進の考えは再度条例には規定せず、法令に基づき施策を実施すると整理したものである。この点について、法令に定められている地方自治体の役割に関連して、第3条に「相談」、第4条に「施策の実施」、第5条に「市民及び事業者への情報発信」を記載している。	修正なし
3	条例	3 4 5			視察に行った国立市や岡崎市では、第3条、第4条、第5条の考えは男女共同参画推進条例の中に盛り込む形となっている。条例化に当たり、男女共同参画推進条例に包括することは検討したか。	当市の男女共同参画推進条例は、元々は合併前に制定されていたが、合併して新市となった際に同日施行されているものである。 ご指摘のとおり、国立市や岡崎市では男女共同参画推進条例に盛り込む形で改正されているが、当市においては、理解増進に取り組むということを打ち出すに当たり、独自の条例として整備した方がより伝わると考え、別の条例として定めることとした。	修正なし

4	条例	4 5	杉並区では条例の中で啓蒙について記載している。花巻市の条例には啓蒙、啓発活動について記載されていないが、どのように考えているか。	<p>第3次花巻市男女共同参画基本計画には花巻市における男女共同参画の考え方として、「花巻市では性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向けて、この計画を進めていくものです。」と記載している。計画では4つの基本目標を設定しており、そのうちの1つに多様な性への理解促進に取り組む内容があることから、理解促進の取組については計画の中で取り組んでいこうと考えている。</p> <p>県内の行政職員向けの研修会で講師を務めた方は、「自治体は制度を作ることができ、パートナーシップ制度を作ることが最大の理解増進の取組となる」というお話をされており、そういう点も踏まえて検討を進めてきたところである。</p>	修正なし 条例第4条施策の実施及び第5条市民及び事業者への情報発信に規定されているもの。また、理解促進の取組は第3次花巻市男女共同参画基本計画に基づき取り組んでいく。
5			要綱により制度を導入している自治体はたくさんあるが、条例による導入は全国で15自治体、東北では0ということであったが、要綱での導入でいいのではないか。なぜ条例での導入としたのか。	市としては、当事者の方々が抱えている生きづらさを少しでも軽減するためにパートナーシップ制度の導入は重要で、意義のあることと捉えている。そのため、市当局だけで決定する要綱ではなく、市民の方々や議会の皆様の意見を幅広く伺った上で、議会の議決により条例で定めるべきと考えている。	修正なし
6			県内では10自治体が制度を導入しているということだが、既に制度の運用を開始している自治体に対し、なぜ条例での導入としないのかを聞いたことはあるか。	条例での導入をしなかった理由については、他自治体に確認していないが、当市としては、当事者の方々が抱えている生きづらさを少しでも軽減するためにパートナーシップ制度の導入は重要で、意義のあることと捉えている。制度については、市当局だけで決定する要綱ではなく、市民の方々や議会の皆様の意見を幅広く伺った上で、条例で定めるべきと考えている。	修正なし

7			<p>市内の当事者から意見を聞いたものではないと説明があった。そして、サービスについても今後検討していくということであるので、まずは要綱により制度運用をして、市民に必要性を訴えた上で、条例化を図るという流れがいいと思う。</p>	<p>当事者及び当事者を支援する方々で構成される県内の団体から意見を伺った際には、性的少数者が自分の住んでいる地域にもいるということを理解してほしいというお話をいただいている。</p> <p>その団体からは条例で制度を導入することについて、賛同いただいているが、「実際の施行までの間に期間を設けて、その間に市民の皆様へのご理解をいただくために説明をする必要があるのではないか」という意見もいただいていることから、施行までの間に周知期間を設けながら進めてまいりたいと考えている。</p>	<p>条例附則1（施行期日）及び規則附則を修正</p> <p>府内への周知期間を確保し、十分に周知を行った上で運用開始となるよう、施行時期を見直す。</p> <p>また、周知期間には、府内への周知と併せて、市内事業者や市民の皆様へも制度についての周知を行う。</p>
8			<p>理解を深めていただくという部分が主であれば、やはり条例をつくる部分で、いかに市民の皆さんに説明や意見交換をした上で、素案が出る前に市民参画を踏んで、花巻市は強力に推進するという意味も踏まえて、この制度の目的をしっかりと市民の皆さんに理解をしていただくために、素案作りのところから入っていって欲しかった。</p>	<p>この制度の導入を検討し始めた段階で、男女共同参画審議会の皆様に制度の趣旨と、市の考えを説明し審議いただいている。</p> <p>市民参画として位置づけて実施したのは、本年3月27日と4月18日になるが、それ以前については、この3月に議決をいただいた、第3次花巻市男女共同参画基本計画の検討作業の中で、花巻市として条例によりパートナーシップ制度の導入を図ってまいりたいことを説明し、ご意見をいただきながら、素案を作ってきたところであり、この点はご理解願いたい。</p>	修正なし
9			<p>一步前進の条例であると感じており、特に異性間の事実婚も含めるという点については評価したい。</p>		修正なし

10				先ほど「当事者からの」というご意見があつたが、当事者がカミングアウトするのは容易なことではないので、こうした条例を作つて、そういう社会を作りましょうということを発信していかなければならぬ。		条例附則1（施行期日）及び規則附則を修正 府内への周知期間を確保し、十分に周知を行つた上での運用開始となるよう、施行時期を見直しする。 また、周知期間には、府内への周知と併せて、市内事業者や市民の皆様へも制度についての周知を行う。
11				市民や事業者の理解はまだ進んでいないため、先例地でも作成している分かりやすいパンフレットは必要になると思う。		修正なし 市内事業者や市民の皆様に向けたガイドブックを作成し、施行までの期間に周知を行う。
12				一関市ではブナの木をアレンジしたマークを作つていた。花巻市でも独自のマークを作り、見ただけで分かるようにすることも大事だと思う。	独自のマークについては、今後検討させていただく。	修正なし 独自のマークについては、ガイドブックの作成を進める中で検討する。
13				宣誓書の保存年限が27年となっているが、この意図を伺いたい。	戸籍に関する永年保存の書類の保存年限と合わせて、27年保存としたものである。	修正なし